

鹿児島工業高等専門学校予算委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 校内予算配分案の策定に関する事。
- (2) その他予算に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 事務部長
- (5) 総務課長及び学生課長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(運営会議での協議・報告)

第6条 委員長は、委員会で審議された事項について、運営会議で協議し、又は報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。